

## 9 よくある質問について [FAQ]

質問	回答
Q 申請から支給までどのくらいかかりますか？	A 補助金事務局へ全ての申請書類を提出し、不足書類がある場合は当該資料を提出してから、振込まで約2か月程度かかる予定です。ただし全体の申請状況により前後する可能性があります。
Q 本店(住所)と事業所のどちらかが区外の場合、対象になりますか？	A 法人の場合は本店が区内であれば、事業所が区外にあっても対象となります。個人の場合は主たる事業所が区内であれば、住所が区外にあっても対象となります。
Q NPO法人や社会福祉法人は対象となりますか？	A 中小企業基本法上の中小企業者を対象としているため、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、宗教法人等は対象なりません。
Q 江東区内に複数の事業所がある場合、各々の事業所で申請できますか？	A 事業所の数によらず、1事業者当たり1回のみ申請となります。
Q 創業して1年未満ですが、確定申告をおこないました。補助金は申請できますか？	A 創業して1年未満であっても確定申告を行っており、他の要件を満たすようであれば対象となります。
Q 自宅を主たる事業所にしているのですが、水道光熱費、燃料費はどのように計算しますか？	A 確定申告における水道光熱費、燃料費は家事按分をした経費ですので、決算書の数字をそのまま合計してください(合計額が5万円未満の場合は申請できません)。
Q 国や都の実施する、他の補助金を受けていても申請できますか？	A 国や都の水道光熱費、燃料費の補助金を受給した場合は、補助対象となった経費を除いて申請してください。
Q 申請は、営業所長でもできますか？(法人)	A 申請できるのは、法人の代表者に限ります。
Q 代表者の個人口座に振込することは可能ですか？(法人)	A 振込先口座は、法人名義の代表口座に限ります。
Q e-taxで確定申告した場合の受信通知はどのように取得できますか？	A e-tax上のメッセージボックスにて確認することができます。
Q 住民税が非課税の場合はどうすれば良いですか？	A 非課税の場合は、非課税証明書を区役所・出張所等で発行し提出してください。

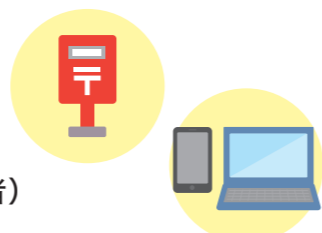
## 10 申請方法

個人の場合は「7 個人の場合」申請書類(1)～(5)」を、法人の場合は「8 法人の場合」申請書類(1)～(6)」を揃えて、下記まで郵送またはインターネットで提出してください。

郵送で申請

**令和8年10月30日(金) 必着**

(郵送先) 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBFタワー5階  
株式会社セゾンパーソナルプラス内(江東区受託事業者)  
江東区エネルギー価格高騰対策補助金 事務局 宛



インターネットで申請

**令和8年10月30日(金) 23時まで**

(HP) <https://www.city.koto.lg.jp/102020/sangyoshigoto/chusho/hojokin/energy.html>



## 11 お問い合わせ先

江東区エネルギー価格高騰対策補助金コールセンター

TEL. **050-3816-3713** (9:00～17:00) ※土日祝日除く

# 中小企業者の水道光熱費・燃料費を補助します

申請要項

令和8年度 江東区エネルギー価格高騰対策補助金



### 1 対象者

区内に本店(個人にあっては主たる事業所)が所在する \*中小企業者(申請要件を満たす必要があります)。

\* 中小企業基本法上の中小企業者を指し、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人等は対象外です。

※ 令和7年度のエネルギー価格高騰対策補助金を受けた中小企業者も申請可能です。

### 2 受付期間

郵送は必着 / インターネット申請は最終日の23時まで入力可

**令和8年6月1日(月)～令和8年10月30日(金)**

### 3 補助金額

事業所の数によらず **1事業者当たり1回のみ** 申請可能

水道光熱費・燃料費が <b>30万円以上</b>	<b>15万円</b>
水道光熱費・燃料費が <b>20万円以上 30万円未満</b>	<b>10万円</b>
水道光熱費・燃料費が <b>10万円以上 20万円未満</b>	<b>5万円</b>
水道光熱費・燃料費が <b>5万円以上 10万円未満</b>	<b>2万5千円</b>

### 4 申請要件

以下の要件を全て満たす必要があります

- ① 法人にあっては本店、個人にあっては主たる事業所を区内に有する中小企業者であること。
- ② 直近の法人住民税(個人にあっては住民税)を滞納していないこと。
- ③ 直近の事業年度について、確定申告が行われており、事業収入が300万円以上であること。
- ④ 直近の確定申告において、エネルギー関連費(水道光熱費・燃料費)が5万円以上であること。
- ⑤ 江東区中小企業融資の借り入れなどにより、信用保証料・利子・その他の補助金の返還金が生じた場合、区に返還済みであること。

※ 大企業者が実質的に経営に参画している事業者、暴力団関係、風営法第2条第5項『性風俗関連特殊営業』を営む事業者は除外。

### 5 注意事項

- ① 申請書の記入漏れや書類の添付漏れがないように、確認してからお送りください。書類に不備があった場合、支給できないことがあります。
- ② 虚偽の記載などの不正な方法により給付を受けた場合、支給された補助金の全額返還に加え、追加の違約金をお支払いいただきます。
- ③ **郵送またはインターネットのみの受付**(江東区役所の窓口での申請は受け付けていません)。

※ 郵送の場合、差出人の住所・氏名を必ずご記載ください。 ※ 追跡可能なレターパック等を推奨。

◎ 本事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

## 6 対象経費（エネルギー関連費について）

直近の確定申告における**水道光熱費、燃料費**の合計額がエネルギー関連費になります。

※水道光熱費・燃料費を対象とした他の補助金を受給している場合は、補助対象となった経費を除く。

### ○水道光熱費・燃料費の記載箇所

#### 個人事業主

**青色申告の場合** ▶ 令和7年分所得税青色申告決算書の1ページ目（損益計算書）の水道光熱費・燃料費

**白色申告の場合** ▶ 令和7年分収支内訳書の1ページ目の水道光熱費・燃料費

#### 法人

▶ 直近の事業年度の損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書等の水道光熱費・燃料費

※車両費など他の科目に水道光熱費及び燃料費に相当する費用を計上している場合は、内訳がわかる書類（総勘定元帳の該当科目のページ等）を提出してください。

## 7 個人の場合 申請書類 申請書様式及び本要項は、区ホームページからもダウンロードできます

### (1) 江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書

### (2) 振込先口座の通帳等の写し

※口座名義のカナ表記が分かるよう、通帳の見開き1ページ目及び2ページ目を添付してください。

### (3) 発行後3か月以内の住民票の写し（区役所・出張所等で発行）

### (4) 令和8年度（令和7年分）の住民税の納税証明書（区役所・出張所で発行）

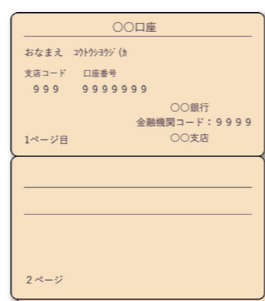
※滞納がないことの確認のため、領収書ではなく、納税証明書を提出してください。

※6月中に申請する場合は令和7年度（令和6年分）の納税証明書を提出してください。

### (5) 令和7年分所得税青色申告決算書の1ページ目

※e-taxで申告した場合は「受信通知」を添付してください。

※白色申告の場合は、令和7年分収支内訳書と税務署に提出した開業届出書の控えを提出してください。



(2)参考 通帳等の写し

### (5)参考 青色申告決算書の確認箇所

**事業収入が300万円以上か確認**

売上(収入)金額 (繰入を含む) ①

青色申告決算書(一般用)

荷造運賃	⑨
水道光熱費	⑩
旅費交通費	⑪
通信費	⑫
地代家賃	⑳
貸倒金	㉑
燃料費	㉒
※車両費	㉓

**水道光熱費・燃料費の合計額が5万円以上か確認**

- ※1 「車両費」など他の科目に「燃料費」に相当する費用を計上している場合は、総勘定元帳の該当科目のページ等が必要です。（総勘定元帳の該当科目の合計額が損益計算書に記載の金額と一致すること、及びその内の燃料費の合計額を確認します。）
- ※2 原価計算を行っている場合は「製造原価の計算」の「電力費」「水道光熱費」の金額が分かるよう、該当ページも提出してください。
- ※3 「水道光熱費」に計上されている経費のみで補助金額の区分に変更がなければ、※1 ※2は添付不要です。

## 8 法人の場合 申請書類 申請書様式及び本要項は、区ホームページからもダウンロードできます

### (1) 江東区エネルギー価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書

### (2) 振込先口座の通帳等の写し

※口座名義のカナ表記が分かるよう、通帳の見開き1ページ目及び2ページ目を添付してください。

### (3) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書（法務局で発行）

### (4) 直近の法人住民税の納税証明書（都税事務所で発行）

※滞納がないことの確認のため、領収書ではなく、納税証明書を提出してください。

### (5) 確定申告書 別表一

※e-taxで申告した場合は「受信通知」を添付してください。

### (6) 直近の事業年度の所得に係る確定申告における事業収入額・水道光熱費・燃料費の額を証する書類

**売上高、水道光熱費、燃料費**が記載されている、直近の決算書類の、**損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書等**を提出ください。

### (5)参考 確定申告書 別表一

### (6)参考 損益計算書

科目	金額	金額
【売上高】		
○売上高	4,000,000	
□売上高	2,000,000	6,000,000
【売上原価】		
当期製品製造原価		4,500,000
...		
...		
売上総利益		1,500,000
【販売費及び一般管理費】		
...		
...		
水道光熱費	200,000	
燃料費	200,000	
...		
営業利益		1,200,000
...		
...		
営業利益		300,000
【営業外収益】		
受取利息	5,000	
受取配当金	10,000	
雑収入	1,000,000	1,015,000
(うち補助金)	500,000	

### (6)参考 製造原価報告書

科目	金額	金額
【材料費】		
期首材料棚卸高	0	
材料仕入れ	2,000,000	
期末材料棚卸高	300,000	1,700,000
【労務費】		
賃金	2,000,000	
法定福利費	100,000	
福利厚生費	50,000	2,150,000
水道光熱費	1,000,000	
...		
【経費】		
...		
...		
当期製品製造原価 合計		4,500,000

- ※1 「車両費」など他の科目に「燃料費」に相当する費用を計上している場合は、総勘定元帳の該当科目のページ等が必要です。（総勘定元帳の該当科目の合計額が損益計算書等に記載の金額と一致すること、及びその内の燃料費の合計額を確認します。）
- ※2 「水道光熱費」に計上されている経費のみで補助金額の区分に変更がなければ、※1は添付不要です。